



根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市視聴覚センター条例

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) その他管理上特に必要があるとき。

2 教育委員会は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部社会教育課 No.002

処 分 名	図書館資料の貸出の停止
処 分 の 概 要	館外利用者が貸出期間終了後 60 日を経過しても資料を返却しない場合は図書館資料の新たな貸出しを停止します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例施行規則 (平成 17 年教育委員会規則第 7 号) 第 5 条第 3 項
処 分 基 準	館外利用者が貸出期間終了後 60 日を経過しても資料を返却しない場合は図書館資料の新たな貸出しを停止します。
設 定 年 月 日	平成 23 年 10 月 25 日 (最終改正：平成 26 年 4 月 1 日)
備 考	

## ■春日部市立図書館条例施行規則

(貸出期間等)

第5条 貸出しを受けることができる図書館資料の貸出期間及び貸出数量は、別表第1のとおりとする。ただし、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしている者（以下この条において「館外利用者」という。）が、別表第1に規定する貸出期間終了後30日以内に図書館資料を返却しない場合は、春日部市立図書館資料返却通知書（様式第3号）により当該館外利用者に通知するものとする。

3 教育委員会は、館外利用者が別表第1に規定する貸出期間終了後60日を経過してもなお図書館資料を返却しない場合は、条例第6条第2項の規定により当該館外利用者への図書館資料の新たな貸出しを停止することができる。ただし、当該館外利用者が未返却の図書館資料の全てを返却した場合は、貸出停止を解除するものとする。

4 教育委員会は、前項本文に規定する貸出停止を行う場合は、春日部市立図書館資料貸出停止通知書（様式第4号）により館外利用者に通知するものとする。

一部改正〔平成29年3月29日教委規則4号〕

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.003

処 分 名	図書館資料利用券の登録の抹消
処 分 の 概 要	利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の翌日から起算して 5 年を経過した日において利用がなかった場合は利用券の登録を抹消します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 7 号） 第 4 条第 4 項
処 分 基 準	利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の翌日から起算して 5 年を経過した日において利用がなかった場合は利用券の登録を抹消します。
設 定 年 月 日	平成 23 年 10 月 25 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市立図書館条例施行規則

- 第4条 館長は、利用申込書を受理したときは、利用券を交付する。
- 2 利用券は、他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。
  - 3 利用券を紛失したとき、又は住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。
  - 4 春日部市教育委員会は、利用券の交付を受けた者が、当該利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の日の翌日から起算して5年を経過した日においても利用がなかった場合は、当該利用券の登録を抹消することができる。  
一部改正〔平成29年3月29日教委規則4号〕

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.004

処 分 名	図書館資料・施設利用の停止・禁止
処 分 の 概 要	春日部市立図書館条例施行規則第 6 条に定めた入館者心得に違反した者を資料・施設利用の停止・禁止します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例（平成 17 年条例第 183 号）第 6 条第 2 項
処 分 基 準	春日部市立図書館条例施行規則 別表第 2（第 6 条関係） （入館者心得） (1) 許可なくポスター、チラシ等を配布し、若しくは掲示し、又は壁や机等に落書きをしないこと。 (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。 (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。 (4) 他人に危険を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯したり、又は動物類を持ち込んだりしないこと。ただし、身体障害者補助犬は、この限りでない。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市立図書館条例

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

2 教育委員会は、職員の指示に従わない者に対し、図書館資料及び施設の利用を停止し、又は禁止することができる。

一部改正〔平成21年条例23号〕

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋



## 不利益処分の処分基準

担当部署:社会教育部社会教育課 No.005

処 分 名	図書館資料の利用の制限
処 分 の 概 要	劣化が著しい図書館資料、裁判所の命令により制限措置が取られた図書館資料その他教育委員会が不相当と認めた図書館資料については、閲覧又は館外利用を制限します。
根拠法令等・条項	春日部市立図書館条例施行規則 (平成17年教育委員会規則第7号)第2条第2項
処 分 基 準	◎閲覧又は館外利用を制限する図書館資料 ・経年劣化による損耗や汚破損など、劣化が著しいもの ・著作権法や埼玉県青少年健全育成条例等の法令に抵触し、閲覧に適さない記事等が含まれているもの ・追録など加除式のもの ・和古書など、稀少又は貴重で蔵書として入手困難なもの ・調査研究等に供する参考資料など、特定の情報を参照するために常備する必要性が認められるもの
設 定 年 月 日	平成23年10月25日(最終改正:令和4年3月29日)
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■春日部市立図書館条例

（図書館資料の館外利用）

第5条 図書、記録、視聴覚その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。（以下「図書館資料」という。）の館外利用をすることができるものは、次に掲げるものとする。

- （1）市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- （2）相互利用に関する協定を締結している市又は町に居住する者
- （3）その他館長が必要があると認めるもの

■春日部市立図書館条例施行規則

（図書館資料の利用）

第2条 図書館の利用者は、一般開架室、児童開架室等の図書館資料（条例第5条第1項に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を自由に選択し、利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、劣化が著しい図書館資料、裁判所の命令により制限措置が取られた図書館資料その他教育委員会が不相当と認めた図書館資料については、閲覧又は館外利用を制限するものとする。

一部改正〔令和4年3月29日教委規則第4号〕